

令和2年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第5号	令和元年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	1
議案第6号	令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第7号	令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	3
議案第8号	令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	4
議案第9号	令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	5
議案第10号	令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)	6
議案第11号	令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第12号	令和元年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	8
議案第13号	令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第14号	令和元年度三豊市病院事業会計補正予算(第3号)	10
議案第15号	令和2年度三豊市一般会計予算	11
議案第16号	令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	12
議案第17号	令和2年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	13
議案第18号	令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	14
議案第19号	令和2年度三豊市介護保険事業特別会計予算	15
議案第20号	令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	16
議案第21号	令和2年度三豊市集落排水事業特別会計予算	17
議案第22号	令和2年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	18

議案番号	件名	ページ 番号
議案第23号	令和2年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	19
議案第24号	令和2年度三豊市病院事業会計予算	20
議案第25号	三豊市指定管理者評価委員会設置条例の制定について	21
議案第26号	三豊市手話言語条例の制定について	24
議案第27号	三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	28
議案第28号	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について	32
議案第29号	附属機関関係条例の整備について	34
議案第30号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	37
議案第31号	三豊市監査委員条例の一部改正について	39
議案第32号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	41
議案第33号	三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について	43
議案第34号	三豊市印鑑条例の一部改正について	46
議案第35号	三豊市手数料条例の一部改正について	48
議案第36号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	50
議案第37号	三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	52
議案第38号	三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について	55
議案第39号	三豊市介護保険条例の一部改正について	57
議案第40号	三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	60
議案第41号	三豊市公民館条例の一部改正について	62

議案番号	件名	ページ 番号
議案第42号	三豊市山本町生涯学習センター条例の一部改正について	64
議案第43号	三豊市図書館条例の一部改正について	68
議案第44号	三豊市少年育成センター条例の一部改正について	70
議案第45号	三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部改正について	72
議案第46号	工事請負契約の締結について	75

議案第 5 号

令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第6号

令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 号

令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第9号

令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史



議案第10号

令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 号

令和元年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 13 号

令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第14号

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第3号）

令和元年度三豊市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 15 号

令和 2 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 2 年度三豊市一般会計予算を別冊のと  
おり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第16号

令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 17 号

令和 2 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 2 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史



議案第18号

令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 19 号

令和 2 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 2 年度三豊市介護保険事業特別会計  
予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第20号

令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 1 号

令和 2 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 2 年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 2 号

令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 23 号

令和 2 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 2 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 24 号

令和 2 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 2 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 25 号

三豊市指定管理者評価委員会設置条例の制定について

三豊市指定管理者評価委員会設置条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史



## 三豊市条例第 号

### 三豊市指定管理者評価委員会設置条例

#### (設置)

第1条 三豊市の公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う指定管理者の業務に関し、第三者による客観的な評価を行うことにより、指定管理者のサービス水準の向上に資するため、三豊市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 指定管理者及び施設所管課に対して助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関する事項への助言を行うこと。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

#### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、評価対象となる指定管理者との利害関係者に当たる場合は、評価に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者評価事務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(最初の委員会の招集)
- 2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(三豊市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表三豊市指定管理者候補者審査委員会委員の項の次に次のように加える。

三豊市指定管理者評価委員会委員	日額 8,000
-----------------	----------

議案第26号

三豊市手話言語条例の制定について

三豊市手話言語条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市手話言語条例

言語は、お互いの思いや感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる独自の言語体系を有する視覚言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、これまでの長い歴史の中で、手話が言語として認識されてこなかったことや、手話を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者や手話を必要とする人は、必要な情報を得ることも他者とコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語として認められ、ろう者や手話を必要とする人があらゆる場面で自由に手話を使える社会となるよう取り組むことが求められている。

したがって、手話が言語であることを明確に位置付け、手話に対する理解の広がりや社会的認知の拡大を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で支え合い、安心して生活できる社会を実現するため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手若しくは指、体の動き又は表情を使って概念又は意見を視覚的に表現する視覚言語をいう。

- (2) 市民 市の区域内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において事業を行う個人又は団体若しくは法人をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思の疎通を図り、全ての人がお互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民及びろう者の役割)

第5条 市民は、地域社会において共に暮らす一員として基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境作りに努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解を深めるための啓発に関する施策
- (2) 手話の普及並びに手話を普及するための人材の養成、研修及び確保に関する施策
- (3) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成、研修及び確保に関する施策
- (5) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大に関する施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第8条 市及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるよう必要な施策を実施し、又は利用しやすいサービスの提供に努めるものとする。

2 市民は、もてなしの心を持って手話に対する理解のある応対に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 市は、学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他手話に親しむための取組を実施することにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、第7条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第27号

三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進  
に関する条例の制定について

三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に  
関する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

私たちが充実した生活を送る上で、周りの人とコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。

平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約において定義されたように、コミュニケーション手段は、音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがある。しかしながら、本市においてはこのようなコミュニケーション手段に対する市民の理解が十分に進んでいるとはいえず、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図ることの困難さを経験している。

また、私たちは、生活の様々な場面において、音声や文字などから情報を取得しているが、障がいのある人はその障がいの特性から情報の取得が十分にできないことがある。

そこで、コミュニケーションを円滑に行うこと及び十分な情報を取得することの重要性を再認識し、障がいのある人もない人もお互いの理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も情報の取得及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられない共生社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



- (2) 情報保障 障がいのある人もない人と同等の情報を得ることができ、自ら選択する言語その他のコミュニケーション手段により円滑に情報を取得し、又は利用できる環境を整えることをいう。
  - (3) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得又はコミュニケーションを図るための手段をいう。
  - (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。
  - (5) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
  - (6) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。
  - (7) 市民 市の区域内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
  - (8) 事業者 市の区域内において事業を行う個人又は団体若しくは法人をいう。
- (基本理念)

第3条 障がいのある人もない人も情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。

2 情報保障並びにコミュニケーション手段の普及及び利用の促進は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解及び利用を促進するための施策並びに障がいのある人が安心して情報を取得し、コミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において、障がいのある人もない人も円滑に情報が取得でき、安心してコミュニケーション手段を選択し、かつ、利用できるようにするために合理的配慮を行うよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 情報取得及びコミュニケーションの保障について市民及び事業者の理解を深めるための施策
- (2) 障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策を推進するときは、障がいのある人その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第28号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 三豊市固定資産評価審査委員会条例（平成18年三豊市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

(三豊市行政不服審査関係手数料条例の一部改正)

第2条 三豊市行政不服審査関係手数料条例（平成31年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第7条第1項」に改める。

別表第2中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

附属機関関係条例の整備について

附属機関関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 附属機関関係条例の整備に関する条例

(三豊市離島振興対策審議会条例の一部改正)

第1条 三豊市離島振興対策審議会条例（平成18年三豊市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(三豊市環境審議会条例の一部改正)

第2条 三豊市環境審議会条例（平成18年三豊市条例第267号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第3項中「前項第1号及び第3号」を「前項第2号」に改める。

(三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例の一部改正)

第3条 三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例（平成19年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、市議会議員」を削る。

(三豊市学校給食検討委員会設置条例の一部改正)

第4条 三豊市学校給食検討委員会設置条例（平成21年三豊市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、次の各号に掲げる審議会又は委員会ごとにそれぞれ当該各号に定める身分において委嘱又は任命を受けた委員の任期は、委員の任期を定めたそれぞれの条例の規定にかかわらず、この条例の施行日の前日に満了する。

- (1) 三豊市離島振興対策審議会 市議会議員
- (2) 三豊市環境審議会 市議会の議員
- (3) 三豊市市営住宅等入居者選考委員会 市議会議員
- (4) 三豊市学校給食検討委員会 市議会議員代表

議案第 30 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史



三豊市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成18年三豊市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表交通指導員の項を削り、同表農業振興計画策定審議会委員の項の次に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員	年額 2,000
------------	----------

別表三豊市プロポーザル審査委員会委員の項の次に次のように加える。

参与	月額 400,000円以内
----	---------------

(三豊市交通指導員設置条例の廃止)

第3条 三豊市交通指導員設置条例(平成18年三豊市条例第27号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

三豊市監査委員条例の一部改正について

三豊市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市監査委員条例の一部を改正する条例

三豊市監査委員条例（平成18年三豊市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4 医療職給料表(三)等級別基準職務表の表6級の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員等の旅費に関する条例（平成18年三豊市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、出張命令権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に航空機の利用を許可した場合に限り」を削る。

第25条に次の1項を加える。

2 職員が特別職に随行して、行動をともしなければならない旅行（目的地が県内である場合の旅行を除く。）については、当該特別職と同額の旅費を支給する。

別表第1中

「	県外	2,200円	12,000円 ただし、車中泊は 8,000円	1,500円	を
」					
「	県外	2,600円	13,100円	2,600円	に
」					

改める。

(三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条中「旅費は」を「旅費については、別表に定めるもののほか」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条関係）

(単位：円)

職名	給料月額	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
----	------	---------------	----------------	----------------

市長	926,000	県外 3,000	県外 14,800	県外 3,000
副市長	734,000		県内 8,000	
教育長	665,000			

(三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 旅費の額は、市長の旅費額に相当する額とする。

第5条中「職員旅費条例」を「三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 34 号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（満15歳未満の者を除く。）」に改める。

第5条第2項中「記載がされている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」を「記載がされている」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 35 号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300

を

」

「

住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
	除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300
	住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300
	除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票に記載した事項等に関する証明書の交付手数料	1通につき	300

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100分の7.4」に改める。

第5条中「2万8,000円」を「2万9,000円」に改める。

第5条の2第1号中「26,000円」を「27,000円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「13,500円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「20,250円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.6」に改める。

第7条の2中「7,000円」を「8,400円」に改める。

第7条の3第1号中「7,000円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,300円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の2.2」に改める。

第9条の2及び第9条の3中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（保険料の督促手数料）

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。

第6条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第6条の2 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 市長が特別の理由があると認めたときは、延滞金を減額又は免除することができる。

第7条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

この条例に定めるもののほか、保険料の徴収については、三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の例による。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第 38 号

三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について

三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例（平成18年三豊市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、令和2年度から徴収する分担金について適用し、令和元年度までの分担金については、なお従前の例による。

議案第 39 号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「2万7,000円」を「2万1,600円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「4万5,000円」を「3万6,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「5万2,200円」を「5万400円」に改める。

第7条を次のように改める。

（保険料の督促手数料）

第7条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。

第7条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第7条の2 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 市長が特別の理由があると認めたときは、延滞金を減額又は免除することがで

きる。

第10条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の三豊市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

##### （延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第7条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第40号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

別表第1 三豊市立永康病院の部一般病床の項中「92床」を「50床」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 4 1 号

三豊市公民館条例の一部改正について

三豊市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市公民館条例の一部を改正する条例

三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の(2) 公民館分館の表三豊市三野町公民館下高瀬分館の項中「三豊市三野町下高瀬569番地2」を「三豊市三野町下高瀬568番地1」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第42号

三豊市山本町生涯学習センター条例の一部改正について

三豊市山本町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市山本町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

三豊市山本町生涯学習センター条例（平成18年三豊市条例第215号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 三豊市生涯学習センター条例

第1条中「生涯学習センター」の次に「（以下「センター」という。）」を加える。

第2条第1項中「次」を「別表第1」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「（以下「センター」という。）内には図書館、クラフト工房、研修室等を備える。なお、」を「内の」に改める。

第6条中「次に定める」を「別表第2の」に改め、同条各号を削る。

第7条第1項中「第2条第2項に規定するクラフト工房、研修室、和室等の施設（以下「施設」という）」を「センター」に改める。

第11条第1項中「施設の」を削り、「別表」を「別表第3」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

#### 別表第1（第2条関係）

名称	位置
三豊市山本町生涯学習センター	三豊市山本町財田西154番地
三豊市三野町生涯学習センター	三豊市三野町下高瀬568番地1

#### 別表第2（第6条関係）

名称	休館日
三豊市山本町生涯学習センター	(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

	(2) 毎年12月29日から翌年1月3日まで
三豊市三野町生涯学習センター	毎年12月29日から翌年1月3日まで

別表第3（第11条関係）

1 三豊市山本町生涯学習センター使用料

（単位：円）

施設区分	時間区分	午前8時30分から午後10時まで
		1時間当たり
和室		300
研修室		400
クラフト工房		300
ロビー		900
電気釜		(大1回当たり) 1,000円 (小1回当たり) 500円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする（電気釜に係る使用料を除く。次項において同じ。）。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍（前項にも該当する場合は4倍）の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 6 ロビーは、プレイコーナー等を含む。

2 三豊市三野町生涯学習センター使用料

（単位：円）

施設区分	時間区分	午前8時30分から午後10時まで
		1時間当たり
201会議室		300
202会議室		300
203会議室		100

和室会議室（小）	100
和室会議室（大）	300
301会議室	600
302会議室	100
303会議室	100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍（前項にも該当する場合は4倍）の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

三豊市図書館条例の一部改正について

三豊市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市図書館条例の一部を改正する条例

三豊市図書館条例（平成18年三豊市条例第219号）の一部を次のように改正する。  
別表三豊市三野町図書館の項を次のように改める。

みとよこども図書館	三豊市三野町吉津乙2030番地1
-----------	------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



議案第 4 4 号

三豊市少年育成センター条例の一部改正について

三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例

三豊市少年育成センター条例（平成18年三豊市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」を「三豊市豊中町本山甲160番地1」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部改正について

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部を改正する条例

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例（平成18年三豊市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市緑ヶ丘テニスコートの項を削る。

第7条中「、別表第2又は別表第3」を「又は別表第2」に改める。

第15条第2項中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改める。

別表第1中「（第7条関係）」を「（第7条、第15条関係）」に改める。

別表第1の(1) メインアリーナを利用する場合の表備考4を次のように改める。

4 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の1.5倍の額とする。

別表第2中「（第7条関係）」を「（第7条、第15条関係）」に改める。

別表第2中

「

施設区分 利用区分	グラウンド
市内	1,500
市外	3,000

を

」

「

施設区分	天然芝 グラウンド	人工芝 グラウンド
使用料	1,500	1,000

に改める。

」

別表第2備考4を次のように改める。

市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。（天然芝グラウンド及び人工芝グラウンドに係る使用料に限る。）

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第46号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 令和元年度 三豊市立大野幼稚園改修及び増築工事（建築）
- 2 工事の場所 三豊市山本町大野地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 347,112,700円
- 5 契約の相手方 香川県三豊市詫間町松崎693番地1  
株式会社 楠本コーポレーション  
代表取締役 楠本 四郎

令和2年3月3日提出

三豊市長 山下 昭史